

法人名 社会医療法人 甲友会

※医療法人整理番号

所在地 西宮市今津山中町11番1号

貸借対照表  
(令和 4年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>I 流動資産</b>	2,782,402	<b>I 流動負債</b>	2,174,933
現金及び預金	1,767,910	買掛金	202,150
事業未収金	841,549	短期借入金	1,067,336
たな卸資産	64,419	1年以内返済予定長期借入金	299,784
未収金	33,208	短期リース債務	2,279
前払費用	154	未払金	230,886
前払金	71	未払費用	77,105
短期貸付金	720	未払法人税等	82
立替金	65,392	未払消費税等	8,544
仮払金	14,702	前受金	512
貸倒引当金	△ 5,723	預り金	49,164
<b>II 固定資産</b>	3,573,434	仮受金	467
1 有形固定資産	3,148,002	賞与引当金	236,624
建物	1,378,292	<b>II 固定負債</b>	2,585,570
構築物	26,070	長期借入金	1,486,585
医療用器械備品	160,895	長期リース債務	1,720
その他の器械備品	52,719	預り保証金	88,917
車両及び船舶	4,198	退職給付引当金	710,540
土地	1,510,137	役員退職慰労引当金	297,808
その他の有形固定資産	15,692		
2 無形固定資産	160,718	<b>負債合計</b>	4,760,503
借地権	51,800	純資産の部	
電話加入権	3,377	科目	金額
ソフトウェア	52,956	<b>I 積立金</b>	
のれん	52,585	代替基金	110,974
3 その他の資産	264,714	設立等積立金	1,337,571
出資金	150	繰越利益積立金	146,787
長期前払費用	7,105		
長期貸付金	9,994	<b>純資産合計</b>	1,595,333
保証金	100,883	<b>負債・純資産合計</b>	6,355,836
保険積立金	136,515		
敷金	10,000		
その他の固定資産	66		
<b>資産合計</b>	6,355,836		

法人名 社会医療法人 甲友会

※医療法人整理番号

所在地 西宮市今津山中町11番1号

損 益 計 算 書

(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>I 事業損益</b>		
<b>A 本来業務事業損益</b>		
1 事業収益		6,538,896
2 事業費用		
(1)事業費	6,014,754	
(2)本部費	182,686	6,197,440
<b>本来業務事業利益</b>		341,456
<b>B 附帯業務事業損益</b>		
1 事業収益		753,382
2 事業費用		789,374
<b>附帯業務事業損失</b>		△ 35,992
<b>C 収益業務事業損益</b>		
1 事業収益		—
2 事業費用		—
<b>収益業務事業利益</b>		—
<b>事業利益</b>		305,463
<b>II 事業外収益</b>		
受取利息	985	
その他の事業外収益	83,327	84,312
<b>III 事業外費用</b>		
支払利息	21,475	
その他の事業外費用	2,575	24,050
<b>経常利益</b>		365,726
<b>IV 特別利益</b>		
その他の特別利益	71	71
<b>V 特別損失</b>		
その他の特別損失	22,570	22,570
<b>税引前当期純利益</b>		343,228
法人税・住民税及び事業税	82	
法人税等調整額	—	82
<b>当期純利益</b>		343,146

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。  
 3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

### 1 継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

### 2 資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券

その他有価証券

ア. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。）

イ. 時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ②たな卸資産

主に総平均法による原価法（医薬品、診療材料）

### 3 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。但し、平成 10 年 4 月以降に取得した建物（建物附属設備及び構築物は平成 28 年 4 月以降に取得）については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	6 年～39 年
構築物	10 年～45 年
医療用器械備品	4 年～10 年
その他の器械備品	3 年～15 年
車両	2 年～6 年

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、耐用年数については、法人税に規定する方法を同一の基準によっております。

#### ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース資産については賃貸借処理によっております。

### 4 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、前々会計年度末の負債総額が 200 億円未満であることから、法定繰入率により計上し、貸倒懸念債権、破産

更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

③退職給付引当金

前々会計年度末の負債総額が200億円未満であることから、職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税は発生会計年度の期間費用としております。

6 その他貸借対照表作成のための基本となる重要な事項

補助金等の会計処理

運営費の補助金等については、原則として受け取った会計年度に一括して収益として計上しております。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当事項はありません。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当事項はありません。

9 担保に供されている資産に関する事項

【担保に供している資産】

科目	金額（千円）
土地	1,444,292
建物	1,237,612
計	2,681,903

【担保に係る債務】

科目	金額（千円）
1年内返済予定長期借入金	136,892
長期借入金	616,819
計	753,711

10 保全信託について

【保全信託】

科目	金額（千円）
現金及び預金	100,000

【対応する債務】

科目	金額（千円）
預り保証金	88,917

11 法第 51 条第 1 項に規定する関係事業者に関する事項

①法人である関係事業者

該当事項はありません。

②個人である関係事業者

該当事項はありません。

12 重要な偶発債務に関する事項

該当事項はありません。

13 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

14 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

①基本財産

(単位：千円)

	前会計年度末残高	増加額	減少額	当該会計年度末残高
土地	1,510,137	—	—	1,510,137
建物	1,459,781	5,260	86,749	1,378,292
計	2,969,918	5,260	86,749	2,888,429

②賃貸借処理したファイナンスリース取引

(単位：千円)

科目	リース料総額	未経過リース料期末残高
その他の器械備品	3,623	1,499
車両	1,392	580
計	5,015	2,079

③有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額の総額 4,423,471 千円

④新型コロナウイルス感染症関連の補助金

I 事業収益 A 本来業務事業損益 1 事業収益に含まれるもの 41,050 千円

I 事業収益 B 附帯業務事業損益 1 事業収益に含まれるもの 570 千円

II 事業外収益 その他の事業外収益に含まれるもの 300 千円